

社会主義的分配関係の本質について (二)

小野 一郎

目 次

- 一 社会主義的生産関係の過渡的性格と分配関係
- 二 労働におうじた分配の必然性
- 三 労働におうじた分配と物質的関心(以上第十五卷第五・六号)
- 四 労働におうじた分配における平等な権利と不平等な権利
- 五 労働におうじた分配における平等の主導性と労働の質におうじた分配
- 六 労働の質におうじた分配の規定要因と派生的な物質的関心

四

以上でわれわれは、労働におうじた分配が、生産手段の社会主義的所有、したがってまた社会主義のもとの直接的生産過程における、社会成員間の平等と不平等の二つの契機とその統一によって規定される分配原則であること、さらに、労働におうじた分配が、社会主義的生産をもっともよく促進するような分配方法であり、した

がって、社会主義的な形式的平等の共産主義的な事実上の平等への転化を規制する、社会主義の重要な経済法則をなすことをみてきた。それでは、労働におうじた分配それ自体における平等な権利および不平等な権利は、どのような本質的意味をもち、また、両者はどのような関係にあるのだろうか。

前節でのべたように、社会主義のもとでは、労働の人間の生活の第一欲求への転化過程がはじまり進行しはするけれども、労働はなお多分に単なる生活手段としての性格をもつ。だから、社会主義的労働は何らかの報酬を予想しているわけであるが、労働におうじた分配原則が、労働支出にたいする等価物の補償という報酬の基準をあたえる。このように、労働におうじた分配においては、「一つの形のひとしい量の労働が、他の形のひとしい量の労働と交換される」が、そのかぎりにおいて、ここでは、「商品交換が等価物の交換であるかぎりでの交換を規制しているものとおなじ原則が支配」しており、したがって、「ここでの平等な権利は、まだやはり原則上は——ブルジョアの権利である」ということになる。⁽³⁸⁾

しかし、このことは労働におうじた分配における交換の等価性が、商品交換における等価性とまったく同一物であることを意味しない。ここでは、交換の等価性の「内容と形式は変化している」。⁽³⁹⁾ 商品生産が生産の普遍的形態となる資本主義のもとでは、ブルジョアの権利に規制される賃労働と資本とのあいだの外見上の等価交換関係は、資本主義的搾取をその真の内実としてともなっている。これに反して、生産手段の社会主義的所有の確立による生産手段の私的所有と搾取の廃絶のもとにおいては、労働がなお等価の補償を予想しているとはいえず、労働はすべての労働能力ある社会成員にとって、平等な自覚された普遍的義務に転化している。だから、労働におうじた分配においては、「平等は、ひとしい尺度で、すなわち労働で、はかられるという点にある」⁽⁴⁰⁾というとき、

ひどい尺度の適用という形式上の平等の基礎にあるものが無視されてはならない。ひどい尺度とは、内容的には労働という唯一の分配尺度のことにほかならないのであって、この尺度の適用は「だれも自分の労働のほかにはなにもあたえることができず、また他方では、個人的消費資料のほかにはなに一つ個人所有となることのできな⁽⁴¹⁾」という、生産手段の社会主義的所有における平等の契機を反映している。労働におうじた分配は、労働という尺度の適用において、ブルジョアの権利という原則に規制される等価交換の「内容と形式」の基底に、共産主義的平等の契機をもちこむことができる。

生産手段の所有における右のような基本的なちがいを基礎にして、生産手段の私的所有にもとづく商品交換を規制する価値法則と、生産手段の社会主義的所有にもとづく労働におうじた分配法則とのあいだに、交換の等価性の「内容と形式」にかんする決定的変化が生じてくる。⁽⁴²⁾商品生産のもとでは、生産者の個人的労働量は、「社会的に必要な労働時間」、すなわち、「現存の社会的・標準的な生産諸条件と労働の熟練および強度の社会的な平均度とをもって、何らかの使用価値を生産するために必要とされる労働時間」に平均化され、⁽⁴³⁾生産物に対象化された価値としてしかあらわれない。「商品交換のさいの等価物の交換は、平均として存在するだけで、一つ一つのあいには存在しない」⁽⁴⁴⁾ことになり、交換の等価性は価値の等価性を意味するだけで、ブルジョアの権利は個人的労働量に比例しない。生産手段の私的所有に基礎をおく商品生産を規制する価値法則は、私的所有に結びついた個々の生産者のあいだの生産諸条件における不平等を、生産物の交換における生産者の形式的には、平等な権利のなかに、社会的実体として固定するわけである。

これに反して、生産手段の私的所有が消滅し、労働が社会成員の平等な自覚された普遍的義務となる社会主義

のもとにおいては、「社会的生活過程すなわち物質的生産過程の姿態は、それが、自由に社会を構成する人々の産物として彼らの意識的な計画的統制のもとに立つ」ことになり、「その神秘的な霞の衣をぬぎすてる」⁽⁴⁵⁾。すなわち、「個人の労働は、もはや間接的ではなく直接に総労働の構成部分として存在している」から、「生産者は彼らの生産物を交換しない」し、「生産物についてやされた労働が、この生産物の価値として、すなわちその生産物のもっている物的性質として、あらわれることもない」のであって、「個々の生産者は、彼が社会にあたるだけのものを」、すなわち、「個人的労働量」を、社会的総生産物から、拡大再生産と行政および社会的消費フォンドの形成などに必要な「控除をおこなったあとで——かっきりかえしてもらう」ことになり、労働におうじた分配における「生産者の権利は、彼らの労働給付に」、すなわち、実際の個人的労働に、正確に「比例する」⁽⁴⁶⁾。生産手段の社会主義的所有に基礎をおく労働におうじた分配が、生産物に対象化され、価値的評価をうけた労働ではなく、現実の生産過程で支出された生きた労働そのものの等価交換を実現するのは、それがなお原則上はブルジョアの権利であるとはいえ、生産手段の私的所有に基礎をおく本来のブルジョアの権利から、私的所有に結びついた生産諸条件における不平等に規定される実質的不平等を駆逐するからにはほかならない。⁽⁴⁷⁾

さらに、商品交換におけるブルジョアの権利は、生産手段の私的所有を前提とし、それに結びついた生産諸条件における不平等を拡大再生産することによって、商品生産者の階層分化と資本主義的所有の不断の発生に導く。これにたいして、労働におうじた分配におけるブルジョアの権利は、生産手段の社会主義的所有を前提とし、ここでは、生産諸条件における不平等と私的所有との関係が基本的にはたち切られているから、生産手段の私的所有と搾取の発生の可能性は、このかぎりでは完全に否定される。労働におうじた分配は、それに照応した生産関

係の再生産と発展をとまうのである。以上であきらかなように、労働におうじた分配は生きた具体的労働の支出におうじた分配を意味し、価値に対象化され、価値的評価をうける労働、すなわち社会的必要労働におうじた分配を意味しない。したがって、生産手段の社会主義的所有に基礎をおく労働におうじた分配法則を、本来生産手段の私的所有に基礎をおく価値法則と同一視することは、根本的に正しくない。⁽⁴⁸⁾労働におうじた分配法則は、生産手段の社会主義的所有の確立とともに発生する、社会主義に固有な、まったく新しい法則である。ここでの等価性の原則は、右にみたように、個々のばあいについての労働給付にたいする比例性の原則を意味する。それは、社会的総生産物全体の分配を規制するものではなく、基本的には、種々の控除がおこなわれたあとの個人的消費フォンドの分配のみを規制する原則である。このように、作用範囲についても、労働におうじた分配法則と価値法則とのあいだにはちがいがあある。

労働におうじた分配における平等な権利は、私的所有と結びついた生産諸条件における不平等の分配における反映を排除することによって、ブルジョアの権利の等価性原則のもつ形式性のなかに実質性をもちこむとはいえず、それは、「ブルジョアの権利」が、完全にではなく、部分的にだけ……すなわち、生産手段にかんしてだけ廃止される」かぎりにおいてであり、「そのかぎりだけで、『ブルジョアの権利』はなくなる」⁽⁴⁹⁾のである。けれども、労働におうじた分配は、平等な普遍的義務としての労働にはあはれ、一定の形式的な分配の尺度をもとめるのであって、このことは、ここでの平等な権利がやはりまだ不平等な権利を意味し、ブルジョアの権利の等価性原則がもつ形式性から自由ではありえないことを規定する。一般に「権利は、その性質上、ひとしい尺度をあてはめることによってのみ、なりたつことができる」のであって、労働におうじた分配における「平等は、ひとしい尺

度で、すなわち労働で、はかられるという点にある」というとき、この平等な権利は、ブルジョアの権利につきもののひとつ、しい尺度という形式によって制約された平等、「ブルジョアの制限がつきまどっている」平等にしかすぎないし、このような「平等な権利は、不平等な労働にとっては不平等な権利」にほかならず、「だから、それは、内容からいえば、権利というものがすべて、そうであるように、不平等な権利である」⁽⁵⁰⁾。労働におうじた分配における平等な権利は、労働という尺度によって規制されるブルジョアの権利であるかぎり、まず第一に、ひとつしい尺度の適用自体に、固有な不平等の契機をふくまざるをえないわけである。

ところで、一定の尺度の適用は、その尺度ではかられない諸属性、ないしは諸条件における不平等の捨象をとまなう。だから、労働におうじた分配は、第二に、労働という尺度の適用から派生する不平等をふくむことになる。種々の点で「不平等な諸個人」の分配における権利を、労働というひとつしい尺度ではかることは、彼らと労働という「特定の側面だけから」、つまり「労働者として観察するだけで、彼らのそれ以外の点をみず、ほかのことはみな度外視する」ことにほかならないが、他方、家族の数や健康状態などは個々の労働者によって異なるから、「労働の給付は平等であつても」、労働者の実際の消費生活の水準は、これら諸要因の影響を受けて不平等になり、「ある者は他の者より事実上多くうけとり、ある者は他の者より富んでいる、等々、ということになる」⁽⁵¹⁾。このように、労働におうじた分配における平等な権利は、実質的には、第一に、ひとつしい尺度の適用自体に固有な不平等の契機を、第二に、この尺度の適用から派生する不平等の契機をふくみ、二重の意味で不平等な権利をなす。

以上であきらかなように、労働におうじた分配は、生産手段の私的所有と搾取の消滅を前提とし、その唯一の

尺度が労働にもとめられるかぎりで、基本的平等の契機をふくむけれども、分配の尺度である労働が形式的尺度として登場するかぎりでは、事実上の不平等の契機をふくむ。だが、両者のあいだでの矛盾は、本来敵対的矛盾としてとらえられるべきものではない。ここでの不平等の契機は、それ自身が平等の契機をふくむ労働という尺度の適用にもなるものだからである。このように、生産手段の社会主義的所有に固有な新しい分配法則である労働におうじた分配は、平等な権利と不平等な権利の有機的統一をなす。ここでの不平等な権利は、平等な権利の未成熟性に結びついた旧社会の母斑にはかならないが、資本主義的分配関係そのものの断片の直接的継承では決してない。労働におうじた分配が、前節でのべたように、社会主義の共産主義への成長転化を促進しうるのは、それが不平等の契機をふくむとはいえ、同時に、その基底に共産主義的平等の契機をふくむがゆえである。

(38) マルクス「ゴータ綱領批判」、マル・エン選集、大月書店版、第六冊、一七一一八頁。

(39) 同右、一七頁。

(40) 同右、一八頁。

(41) 同右、一七頁。

(42) この点に関連して、リフシッツは、「等価性の社会的内容は生産関係の交代とともに変化する」として、「ブルジョア社会においては、等価性はマルクスが書いたように、ただ形式的にのみまられる」のにたいして、「真の等価性は、搾取関係のない社会主義社会で実現する」ことを正しく指摘している (A. Дивич, Некоторые вопросы распределения при социализме, "Вопросы экономики", № 9, 1965, стр. 75-76.)。けれども、リフシッツのは、搾取が存在するかしないかという点に焦点があたり、商品生産一般における交換の等価性の問題が、労働力商品の問題に矮小化されている。

(43) マルクス「資本論」、青木文庫版、第一分冊、一一〇頁。

(44) マルクス「ゴータ綱領批判」、前掲書、一八頁。

(45) マルクス「資本論」、第一分冊、一八三頁。

(46) マルクス「ゴータ綱領批判」、前掲書、一六一一八頁。

社会主義的分配関係の本質について(二)(小野)

(47) クルリエフは、「ソビエト政治体制は、精神労働についても肉体労働についても、その結果の社会的意義の評価の平等な条件を創造した」と正しい指摘をしているが、そのなら、「社会主義国においては、人の社会的地位を決定するのは、財産でも、職業でも、役職でもなく、個人的労働の結果である」云々のこと（А. Крылев, Преодоление существующих различий между материальным и физическим трудом — проблема строительства коммунизма, 1963, стр. 73.）。労働評価の平等な条件とは、右にのべた個々のばあいについての等価性原則の貫徹という条件のことにはかならないが、この条件は生産手段の社会主義的所有によって保障されているのであるから、たしかに人の社会的地位は財産によっては決定されない。しかし、社会主義のもとでの人の社会的地位が、職業や役職によって決定されないというのは、正しくないであろう。もともと労働におうじた分配は、第二節でみたように、分業への人間の奴隷的従属や、精神労働と肉体労働の対立によって規定されているのだから。

(48) この点に関連することだが、コルガノフは、労働におうじた分配を、生産物に対象化された労働におうじた分配と解している。彼は、「なぜまたに対象化された労働であって、生きた労働ではないのかと自問して、なぜなら、労働者は「彼の創造した価値の一部を彼の個人的労働支出におうじてではなく、彼が達成した労働結果におうじて、賃金の形で、貨幣形態でうけとるからである」と主張する（М. Колганов, Национальный доход, 1959, стр. 552.）。しかして、労働結果の計算は、「このばあい、生産物に対象化された労働の計算を意味しない。たしかに、出来高払いのばあい、労働の計算は生産物の計算をううじておこなわれる。けれども、そのさい作業ノルマの助けをかりて計量されるのは、生産物の価値ではなく、まさに個々のばあいに支出された生きた労働そのものの量にはかならない。

また、ラプキナとリマシェフスカヤは、つぎのような折衷的見解をのべている。すなわち、「同一労働にたいする同一支払いの要求は、単なる平等主義と共通なものを何一つもっていないのであって、価値的等価性への傾向と、個人的労働の等価性への傾向との双方を、自己のうちに結合している。いいかえれば、労働におうじた分配の原則は（労働自身と同じように）二重性をもっており、内的に矛盾している。つまり、一方では、支払いは社会的必要労働支出とくに商品の生産のための平均支出に比例しておこなわれ、他方では、所与の労働によって創造された個別的価値に比例しておこなわれる。」云々（Н. Рапкина, Н. Римащевская, Экономические основы дифференциации заработной платы, "Вопросы экономики", № 12, 1966, стр. 85.）。

だが、メドヴェーデフとコチョールキンがのべているように、「社会主義のもとでの平等の概念を、商品貨幣関係に結びつけることは方法的に正しくない」と、「社会主義に固有な労働におうじた分配は、価値におうじた分配と同意味ではない」とは、右で考察したところである。両者の根本的ながいをぬりつぶし、「社会主義のもとにおける分配関係を、その本性において価値的なものとしてえがこうとするところは、まさに労働におうじた分配法則の独自の役割を否定し、これを価値法則に解消することを意味する」で

あるうし、そのような見解は、実践的には、「労働におうじた分配の社会主義的原則の公然たる侵犯」に導くことになりかねない。実際、「もし労働が、それによって創造された価値に比例して補償をうけるならば、他の条件が同じであれば、技術的により優良な装備をもった企業の労働者は、技術的により劣悪な条件のもとにある企業の労働者に比し、同一の労働にたいして、より多額の賃金をうけることになるだろう」(B. Мельцев, В. Котелькич, Распределение по труду и закон стоимости, "Вопросы экономики", № 3, 1962, стр. 50-51.)。このような賃金を社会主義的賃金とみなすことはできないし、このような分配方法の導入は、生産手段の社会主義的所有の否定につらなることにならう。メドヴェーデフは、近著のなかにおいても、同様の主張を展開しており、それとの関連で、「労働におうじた分配の基礎にあるのは、具体的労働であるという観点をわれわれは保持する」とのべている(B. Мельцев, Закон стоимости и материальные стимулы социалистического производства, 1966, стр. 24.)。社会主義のもとにおける価値法則の利用は、労働におうじた分配法則を価値法則に解消することによつてではなく、両者の本質的差違を明確にし、労働におうじた分配法則こそが、社会主義的分配関係を基本的に規制する法則であることの確認のうえに立って、おこなわれる必要がある。いわゆる利潤方式における経済的激励のメカニズムにしても、この観点からの考察がすすめられる必要がある。

(49) В. И. Ленин, Сочинения, т. 25, стр. 438.

(50) Маркусс「ユータ綱領批判」前掲書、一八一—一九頁。

(51) 同右、一九頁。

五

労働におうじた分配が、生産手段の社会主義的所有によつて規定され、欲望におうじた共産主義的分配への漸次的成長転化を予想するものであるかぎり、そこでの平等な権利は、不平等な権利との統一において基本的に主導性をもつ。この点に関連して、いわゆるバリ・コンミュン原則について、マルクスが、「コンミュンの議員以下、公務は労働者なみの賃金ではたされなければならなかった」とのべて、分配における平等の契機を強調した⁽⁵²⁾ことが想起されねばならぬ。労働におうじた分配は、すでにみたように、旧社会の分業の母斑、したがってまた、

社会主義的分配関係の本質について(二)(小野)

精神労働と肉体労働の対立に規定されているが、ここでは、両者の対立は階級的対立であることを基本的にやめており、その遺物にしかすぎない。だから、両者間の分配における格差は当然大きく縮小すべきものであり、パリ・コンミュン原則は、労働におうじた分配における平等の契機の主導性の問題を、階級的対立の消滅との関連において、きわめて明確な形で提起したものであるということができる。公務が労働者なみの賃金ではたされるといふこの原則についてのマルクスの言及は、とくに右の点で意味をもつ。⁽⁵³⁾

レーニンも、「国家と革命」のなかで、「生産手段の領有にかんする全社会成員の平等、すなわち、労働の平等、賃金の平等」とのべて、「賃金の平等」に言及しているし、革命後も、「ソビエト権力の当面の任務」のなかで、「ブルジョア専門家」にたいする特別の高給を認めつつも、平均的労働者の「賃金の水準に俸給を引下げること」を要求するパリ・コンミュン、およびすべてのプロレタリア権力の原則」を強調して、「ブルジョア専門家」への高給の支払いは、この原則からの「後退」であり、「妥協」であると明言している。⁽⁵⁴⁾さらに、一九一九年にソビエト権力最初の統一賃率表が作成され、全工業部門の精神労働従事者と肉体労働従事者を三五等級に区分して、両極格差を五倍に定めたとき、⁽⁵⁶⁾レーニンは、第八回党大会でつぎのようにのべて、その意義を高く評価した。

「戦前の賃率をとって見たまえ。雑役夫は一日一ルーブリ、一月二五ルーブリもらっていたが、専門家は一月五〇〇ルーブリもらっていた。何十万もの支払いをうけていた人たちを考慮に入れなれどもだ。専門家は労働者の二〇倍もらっていたことになる。われわれの現在の賃率では、変動は六〇〇ルーブリから三〇〇〇ルーブリまでで、ちがいはわずか五倍にすぎない。均等化のために、われわれは多くのことをやりとげたのだ。」⁽⁵⁷⁾ これらのレーニンの指摘は、パリ・コンミュン原則を再確認したものにほかならず、生産手段の社会主義的所有の確立

が、分配における平等の主導性をともなうことを、端的に表現したものと見える。ソビエト権力の初期から二〇年代末にいたる賃金政策が、画一的な平等主義の傾向を多分におびていたことは、一般に認められているところであるけれども、このことは、右のレーニンの見解のもつ原則的意義を、いささかも低めるものではない。⁽⁵⁸⁾

周知のように、エンゲルスは、社会主義のもとでの賃金の平等の問題を、公務にたずさわる者と一般の労働者あるいは専門家と労働者のあいだの賃金の均等化にとどまらず、一般的な問題として、すなわち、複雑労働と簡単労働のあいだの問題として提起し、「私的生産者の社会では、私人またはその家族が熟練労働者の養成費を負担する。だから、熟練労働力のより高い価格も、まずもって私人の手にはいる。すなわち熟練した奴隷はより高価に売られ、熟練した賃金労働者はより高い賃金を支払われる」のたいして、「社会主義的に組織された社会では、社会がこの費用を負担する。だから、その果実、すなわち、複合労働によってつくりだされたより大きな価値も、社会に帰属する。労働者自身は、より多くの支払いにたいする要求権をもたない」とのべている。⁽⁵⁹⁾ パリ・コンミュン原則についてのマルクスやレーニンの指摘や、とくに右のエンゲルスの命題は、しばしば、労働におうじた分配原則が、労働の質にはかわりなく、労働の量にのみおうじた分配を意味することを主張したものと解されている。⁽⁶⁰⁾ しかし、この点については正確にその意味を検討してみる必要がある。

エンゲルスの命題については、「各労働者は、まず平均をとるまでもなく、ひとしい時間内にひとしい価値を生産する」という、デューリングの「ありとあらゆる労働の完全な等価性」の主張⁽⁶¹⁾、および労働力の価値と労働によって創造される価値の区別にたいする、彼の完全な無理解を批判する文脈のなかで、右の命題が提起されたものであることにまず注意しておこう。だから、エンゲルスの命題は、複雑労働についても、資本主義的賃金の

大きさが労働力商品の価値によって規定されるのにたいして、社会主義のもとでは労働力商品は存在せず、賃金の大きさはまったく別の原則によって規定されること、また、その賃金の大きさは、複雑労働によって創造される価値の大きさは別物であることの示唆あるいは主張をふくむのである。この点にかんするかぎり、エンゲルスの命題は無条件に正しい。

マルクスやレーニンのバリ・コンミュン原則についての評価、および右のエンゲルスの命題は、社会主義を資本主義から本質的に區別し、これを共產主義に直接に接続させるような契機、すなわち平等の契機に正しく注目した点で、きわめて重要な意味をもつ。まだ現実に社会主義社会が出現していないか、その萌芽が発生したばかりという歴史的段階においては、それが、さしあたり問題への唯一の可能で正しい原則的な接近であった。現実の社会主義社会における労働におうじた分配の発展傾向をとってみても、ソ連邦のばあい、長期的には明白な賃金格差縮少傾向を認めることができるし、とくに、精神労働と肉体労働のあいだの格差がほぼ一貫して縮少していることは重視する必要がある。⁽⁶²⁾ 社会主義のもとでの賃金格差縮少傾向は、労働におうじた分配における平等の契機の成熟を示すものにほかならない。したがって社会主義の高度の発展段階で賃金格差が充分縮少するにいたるような局面では、マルクスやレーニンのバリ・コンミュン原則についての評価、あるいはエンゲルスの命題に近い状態に到達することが予想される。⁽⁶³⁾ このことは、これらの命題が基本的な正しさをふくむことを示しており、それらを、労働の量のみでなく質におうじた分配という現実に合致しないとして、簡単にしりぞけることはあまりであるといわねばならない。⁽⁶⁴⁾

周知のように、個人的消費資料の社会主義的分配の形態には、労働におうじた分配の現象形態である賃金のほ

かに、社会的消費フオンドがある。社会的消費フオンドは、「学校や保健施設などのような、いろいろな欲望を、共同でみだすのにあてられるもの」や、「労働不能者などのための元本」などからなり、⁽⁶⁶⁾基本的には個人の労働給付にかかりなく分配される。したがって、社会的消費フオンドは、欲望におうじた共産主義的分配の萌芽的、原型をなすといつてよい。⁽⁶⁶⁾労働におうじた分配法則は、社会主義的分配関係を規制する唯一の法則ではないわけである。⁽⁶⁷⁾しかし、社会主義的生産関係に固有な平等と不平等の二つの契機を、全面的に反映する分配法則は労働におうじた分配法則にほかならない。だから、生産手段の社会主義的所有に照応する基本的分配法則は、労働におうじた分配法則であるとせねばならない。ソ連邦における賃金と社会的消費フオンドの比率は、現在ほぼ三対一といわれているが、⁽⁶⁸⁾この数字は右の事情を端的にしめすものといえよう。労働におうじた分配が、共産主義的分配方法の萌芽的、原型をなす社会的消費フオンドをつうずる分配と、有機的に結合されるのは、労働におうじた分配が平等な権利を内蔵し、その主導性を前提としており、また、社会的消費フオンドが精神的・肉体的な人間の全面的発達の保障に向けられており、そのことによって、生産をよりよく促進するという労働におうじた分配の機能を補完するからである。社会主義の発展とともに、分配関係における平等の契機の成熟は、一方では、上にみたように、賃金格差縮小傾向として現象するが、他方では、とくに、共産主義への漸次的移行が現実的課題になるような社会主義の発展段階においては、社会的消費フオンドの比重の増大傾向としてあらわれることになる。

さきに平等な権利の意味について検討したさい、労働におうじた分配が生産者の労働給付に比例するというとき、価値的評価を受けた抽象的労働ではなく、個々のばあいにおける個人的労働量が問題にされることがあ

きらかになつた。そして、個人の労働は不平等な労働であるから、平等な権利は不平等な労働にとつては、不平等な権利でしかありえないということが確認された。不平等な労働とは、「ある者は、肉体的または精神的に他の者にまさっているのです、おなじ時間内により多くの労働を給付するか、あるいは、よりながい時間労働することができる」ということ、すなわち、「個人の天分が不平等であり、したがって給付能力が不平等である」ということであり、労働におうじた分配は、このことを「うまれながらの特権として暗黙のうちに承認している」わけである。⁽⁶⁹⁾ここでいわれる精神のおよび肉体的な個人の天分ないしは労働給付能力の不平等とは、単に労働の強度におけるちがいや労働時間の長短にとどまらず、労働の質におけるちがいとして発現するものと解する方が、むしろ首尾一貫する。

すでにみたように、マルクスは「ゴータ綱領批判」にいたつて、資本主義から完全な共産主義への発展の観点から、すなわち、「共産主義社会の発展」⁽⁷⁰⁾の観点から社会主義を把握するという方法論を確立し、社会主義における共産主義それ自体の基礎とならんで、旧社会の母斑の問題を明確に提起した。そして、社会主義から共産主義への移行の前提として、まず第一に、個人の分業への奴隷的従属、および精神労働と肉体労働の対立の消滅をあげたのである。これらの要因が生産手段の社会主義的所有に固有のものであり、労働におうじた分配における不平等な権利を規定するものであるとするならば、その不平等な権利が、これらの要因に密接に結びついた労働の異質性を、内容的に無視しうると考えることは自己撞着であらう。労働結果にたいする物質的関心の刺激がな必要とされる社会主義の条件のもとで、分配が生産をもっともよく促進しうるためには、分配方法は、生産者の技能資格ないしは熟練度の向上や、あれこれの種類の労働への労働力の吸引にたいする効果的な刺激を、保障

しうるものでなければならぬ。このような刺激は、労働の異質性が、労働という分配の尺度を内容的に規定することに於いて、またそのかぎりにおいて保障されるのである。

レーニンは、パリ・コミンテ原則を強調しつつも、一九一九年にロシア共産党（ボ）綱領草案のなかでつぎのように主張した。「ソビエト権力は、いっさいの労働にたいする報酬の平等と完全な共産主義をめざすものではあるが、資本主義から共産主義への移行に向つて、最初の数歩がふみだされたにすぎない現時点では、この平等をただちに実現することを、自己の課題とすることはできない。だから、専門家がこれまでよりも悪くではなく、もっとよく働くように、一定の期間彼らにたいするより高い報酬を残しておく必要がある。また、同じ目的で、もっともすぐれた仕事、とくに組織者的な仕事にたいする報奨金制度をも、拒否してはならない。」⁽⁷¹⁾ また綱領草案が審議採択をみた同年の第八回党大会では、レーニンは、前節でふれたように、賃金の均等化における成果を高く評価しながらも、すぐつづけて、「もちろん、われわれはいま専門家に払いすぎている。しかし、彼の学問にたいして余分に支払うということは、それだけの値打があるばかりでなく、どうしても必要なことであり、理論的に必要なことである」とのべて、専門家にたいするより高い賃金の理論的必要性を認めている。⁽⁷²⁾ けれども、この時期のレーニンは、すでにみたように、これをパリ・コミンテ原則からの後退としてとらえるという観点から、資本主義から共産主義の移行にさいして、その初期の一定の期間必要な、むしろ、一時的、例外的な措置として把握していたものと思われる。

それにもかかわらず、右のようなレーニンの思想のなかに、ネップへの転換の芽を容易に見出すことができる。その後ネップの導入にあたって、第三節でみたように、物質的関心の問題を提起したとき、レーニンは、

「われわれは、充分な計算なしに、プロレタリア国家の直接的命令によって、国家的生産と生産物の国家的分配とを、小農国で共産主義的にととのえることを考えていた。生活がわれわれのあやまりを示した」とのべ、また、「われわれは、直接的に共産主義的な移行に期待してはならない」という新しい見地から、「一人一人の専門家が、生産の発展に関心をもつように」、物質的関心を利用すべきことを主張するにいたった。⁽⁷³⁾そしてレーニンは、専門家という精神労働に従事する特殊な社会層が、社会主義のもとでは存在をつづけることを確認しつつ、「共産主義社会の最高の発展段階が達成されるまで、ずっと特殊な階層を形成するであろう特殊な社会層としての専門家が、物質的にも、法的にも、また労働者および農民との同志的協力においても、さらに思想的にも、社会主義のもとで、資本主義のもとにおいてよりもよりよい生活ができるように」はからねばならないことを強調したのである。⁽⁷⁵⁾このように、ネップへの転換の時点では、レーニンは、専門家という階層が社会主義のもとにおいて、本来存続すべきものであることを認めるとともに、生産をよりよく促進するための物質的関心の刺激の問題との関連において、専門家へのより高い賃金の支払いを、したがってまた、労働の異質性にもとづく賃金格差の存続の問題を、パリ・コンミュン原則からの後退ではあるが、社会主義にとって必然性をもったかなり長期的な措置として提起したといつてよいであろう。現実の社会主義建設の経験の一定の蓄積が、レーニンの新しい問題提起をうながしたのである。

以上であきらかなように、労働におうじた分配の考察にあたっては、何よりもそこでの平等の契機の主導性が確認されねばならないが、同時に、これを固定的にとらえるのではなく、社会主義的生産関係の運動の視点に立つて、また、生産力発展を保障するという視点に立つて、社会主義の発展とともに次第に成熟してゆくものとし

ととらえる必要があるわけである。このような視点からすれば、労働におうじた分配は、本来単に労働の量だけでなく、労働の質におうじた分配を内容的にふくむものと考えねばならない。このような結論と、パリ・コンミューン原則についてのマルクスやレーニンの評価、またとくにエンゲルスの命題とのあいだには、たしかに矛盾がある。「ゴータ綱領批判」の方法論にもとづくかぎり、この矛盾は避けられない。だが、この矛盾は見かけの矛盾にすぎないのであって、問題設定の視点のちがいによるものである。⁽⁷⁶⁾一方は、社会主義的分配を資本主義的分配から基本的に区別するような契機、すなわち平等な権利の主導性の視点から、労働におうじた分配を特徴づけるのたいして、他方は、社会主義を資本主義から発生し、完全な共産主義に向って発展するものとしてとらえるという視点から、これを特徴づける。後者には、前者にはみられない旧社会の母斑の問題が入りこむわけである。この見かけの矛盾は、平等の契機の主導性の貫徹のもとで、旧社会の母斑が漸次的に消滅することによって、完全に克服されるにいたる。その過程が、すでにのべたような労働の質におうじた分配格差の漸次的縮少傾向としてあらわれるのである。

(52) マルクス「フランスにおける内乱」、マル・エン選集、大月書店版、第四冊、二二〇頁。

(53) パリ・コンミューン原則についてのマルクスの指摘はまた、古いブルジョア国家を破壊して、新しいプロレタリア国家にとりかえるという問題に関連して、ブルジョア国家とともに発生し、その機能の執行者として特殊な社会層を形成するにいたった官僚と、それに結びついた官僚主義とを消滅させてゆくための原則的方策の提起として重要である。

(75) B. H. Jeanin, *Communism*, t. 25, стр. 443.

(76) Tam жк, т. 27, стр. 220.

(96) 当時の名目上の賃率格差は、戦時共産主義という特殊な条件のため、実際の賃金格差に必ずしも一致しないことを付言しておきたい。たとえば、ストルーミリンによれば、一九二〇年には、最高賃率等級である三五級の技術者にたいする支払い総額が、食糧の現物

支給の貨幣評価を考慮に入れるとき、最低賃率等級である一級の雑役夫にたいする支払いを下廻るといふ「奇妙な」現象さえみられた。食糧の現物支給が特殊な「階級原則」によつたため、こうした事態も生じたのであるが、このような賃金均等化におけるゆがみは、「民族的・ロシア的あるいは特殊「共産主義的」な現象ではなく、……平均賃金水準が激しく低下した」ことにもとづく一時的現象である（С. Струминин, Избранные произведения, т. 3, стр. 388-391.）。レーニンが評価したのは、このような「奇妙な」均等化ではない。

(57) В. И. Ленин, Сочинения, т. 29, стр. 159.

(58) Е. Маневич, Проблемы общественного труда в СССР, 1966, стр. 116-119.

(59) Энгельс「反テューリング論」国民文庫版、第三冊、三七三—三七四頁。

(60) たとえば、マイエルは、「マルクスとエンゲルスは、社会主義社会における労働におうじた分配について語るときには、いつも、働らき手の分前が彼の支出した労働の量に比例することをしめした」として、エンゲルスの右の命題に、「この見解がもつとも明確に表現されている」とのべ、また、「ゴータ綱領批判のマルクスの敘述」をもその例にあげて、B. Майер, Заработная плата в период перехода к коммунизму, 1963, стр. 218.）。エンゲルスの命題をこのように解することは可能であるが、「ゴータ綱領批判」については「個人的労働量」「個人的労働時間」「労働量」という表現がもちいられていても、以下でのべるように、「ゴータ綱領批判」が、社会主義を資本主義からうまれてきたばかりの共産主義としてとらえ、完全な共産主義への運動という方法論上の観点に立って、精神労働と肉体労働の対立に言及している以上、「個人的労働量」が、労働の質にかわりのないものとして語られているとみなすことは、皮相な考え方であろう。

また、「資本論」第一巻、第一章、第四節のなかの、「各生産者の生活手段の分前は彼の労働時間によって規定されているものと前提しよう。……労働時間は……共同労働についての生産者の個人的分担の・したがってまた総生産物のうち個人的に消耗されうる部分についての生産者の個人的分前の・尺度として役だつ」(マルクス「資本論」青木文庫版、第一分冊、一八一—一八二頁)という、社会主義的分配方法についてのマルクスの敘述にしても、「労働が価値において、またその時間的継続による労働の度量が労働生産物の価値の大ききにおいて、みづからを表示する」(同右、一八三頁)のような商品生産との対置において、社会主義的分配に言及し、それが価値に媒介されることなく、直接的に労働の時間的継続という尺度によって規制されることをのべたものであって、ここで、労働時間の規定に労働の質が入りこむかどうかという問題が論じられているわけではない。この点については、「資本論」第一巻、第一章には、右の敘述より前に、第二節で複雑労働と簡単労働の問題への論及があり、そのさい、「簡単にするために、以下の敘述では、どの種類の労働力をも直接に簡単な労働力とみなすことにするが、それはただ還元の労を省くために他ならない」(同右、一八八頁)と

のべられているし、右の第四節の命題では、「種々の種類の労働が、それらの度量、単位としての簡單労働に還元されている種々の比率」（同右、二二八頁）といった、労働の質やその還元の問題は、もともと捨象されているものと考えるのが順当であろう。

(61) エンゲルス「反テューリング論」、第二冊、二七三頁。

(62) ソ連邦における技術者と労働者のあいだの平均賃金の格差は、表にみられるように、一九三五年には革命前の一九一四年を二・八倍も下廻ったし、その変化は量的なものにとまらず、質的な変化をふくむことを示唆している。また、

一九三五年以後も、格差は一貫して減少してきていることがわかる。ソ連邦の工業における企業長の最高俸給と非熟練労働者の最低賃率の格差は、現在ほぼ一〇倍か、それ以内と推定される。

工業労働者の賃金格差についても縮小傾向を認めうる。ラプキナとリマシェフスカヤによれば、とくに戦時中の不平常な事態などのために、一九五六年の工業労働者の賃金格差指標は、一九三四年をいくらか上廻ったが、このような賃金格差の「一時的増大」は、格差縮小という「合法性」の貫徹に道をゆずらざるをえないのであって、一九五六—一九六四年には、工業における労働者・職員の賃金格差は二二%減少した（Н. Рабкина, Н. Римашевская, Экономические основы дифференциации заработной платы, “Вопросы экономики”, № 12, 1966, стр. 88.）。

(63) マイエルは、注(60)でみたように、マルクスやエンゲルスが、労働におうじた分配を労働の量におうじた分配とみなしていたと考える立場からではあるが、「マルクスとエンゲルスは、この問題において、共産主義の第二段階への移行に直接先行する共産主義の第一段階の最高の発展期を考えてみるならば、真理から遠く離れたことは明白である」と指摘している（В. Майер, там же, стр. 218.）。

(64) たとえば、マネヴィッチは、「ソ連邦と人民民主主義諸国における社会主義建設の実践は、このエンゲルスの命題に一定の訂正をもちこんだ。社会主義社会は、熟練労働力の教育と養成のための費用を、ほとんど完全に負担するにいたった。しかし、共産主義の第一段階においては、働らき手の技能資格におうじて格差つけられた賃金が設定されているし、また設定されなければならない」と主張する（E. Маневич, Актуальные вопросы теории и организации заработной платы в СССР, “Проблемы политической экономики социализма, 1959, стр. 189—190.）。

同様の見解をマネヴィッチは近著のなかでたびたび述べている（См. Е. Маневич, Проблемы общественного труда в СССР, 1966, стр. 126.）。マネヴィッチはエンゲルスの命題を事実上否定している。後述するように、労働におうじ

	1914年	1935年	1940年	1950年	1955年	1960年	1963年
労働者	100	100	100	100	100	100	100
技術者	650	236	210	175	165	160	142

(Э. Лутохина, Оплата труда инженерно-технических работников, 1966, стр. 80.)

た分配は労働の質を考慮に入れるべきものであり、たしかに、社会主義のもとでの賃金は、マネヴィッチの指摘のとおり、働らき手の技能資格によって格差つけられるべきものである。エンゲルスの命題が外見上これに矛盾するものをふくむとしても、この命題を簡単に拒否することは、命題の基本的な点での正しき、すなわち、労働におうじた分配における平等の契機の主導性の軽視に導くことになりかねない。

(65) マルクス「ユータ綱領批判」前掲書、一五—一六頁。

(66) この点に関連して、フィグルノフは、「ソ連邦の現存の社会的ファンドをつうずる無料分配は、自己のうちに共産主義の萌芽をふくみはじめているけれども、全体としては、将来の共産主義社会の分配原則とはなお遠く一致しない」という意味で、「ここで作用する原則は、労働におうじた社会主義的分配の枠を出ており、欲望におうじた共産主義的分配への過渡的形態をなす」と規定している（С. Фигурнов, Реальная заработная плата и подъем материального благосостояния трудящихся в СССР, 1960, стр. 71-72.）。「ラキツキーも、同様な意味で、これを「未来の共産主義的分配の見本」と規定して（В. Раковский, Общественные фонды потребления как экономическая категория, 1966, стр. 181-182.）。

スハレフスキーも、フィグルノフと同じ「過渡的形態」とうう表現を使っているが、それは、「労働におうじた分配原則」から、「欲望におうじた分配原則」への「過渡的形態」とうう意味におうじてある（В. Сухаревский, Заработная плата и общественные фонды потребления, “Вопросы экономики”, №8, 1961, стр. 43.）。この見解は正確ではなう。このうのは、ラキツキーが指摘するように、「共産主義的關係の方向に発展するのは分配の二形態の双方で、社会的消費ファンドだけでは全然なら」（В. Раковский, там же, стр. 183.）のであって、労働におうじた分配も、賃金格差縮少傾向をつうじて、共産主義的分配に向って成長転化をとげるからであり、また、社会的消費ファンドは、もともと労働におうじた分配から発生したものでないからである。

(67) ソ連邦では、たとえば、フォーミナとペロゼツツェフのように、労働におうじた分配を、「社会主義の全期間にわたって、生産物の分配の経済的に可能な唯一の形態」（В. Фомина, В. Белозерцев, Особенности развития социалистического способа производства, 1962, стр. 271.）とみなす見解が根強かったが、二三回大会で、社会的消費ファンドの比重を、一九八〇年までにほぼ五〇%に引上げるといふ課題が提起されたことも関連して、最近では、こうした見解は批判されている。

(68) ソ連邦の労働者・職員の平均賃金月額は、一九六四年には九〇ルーブリ、一九六五年には九六ルーブリであったのたいし、社会的消費ファンドからの分配は、月額それぞれ三三ルーブリおよび三三ルーブリであった。両者の比率は約三対一になる。ただし、後者は、住宅、学校、文化・サービス・医療機関の建設への国家投資はふくまれていない。こうした投資は、一九六五年には、労働者・職

員一人あたり年額八ハバーナリに達した(Народное хозяйство СССР в 1964, ЦСУ СССР, стр. 554; Народное хозяйство СССР в 1965, ЦСУ СССР, стр. 566.)。

- (69) マルクス「ゴータ綱領批判」前掲書、一八頁。
- (70) В. И. Ленин, Сочинения, т. 25, стр. 429.
- (71) Там же, т. 29, стр. 116.
- (72) Там же, стр. 159.
- (73) Там же, т. 33, стр. 35-36.
- (74) Там же, стр. 46-47.
- (75) Там же, стр. 169.
- (76) レーニン「国家と革命」のなかで、共産主義のもとでの国家の死滅の問題に関連して、マルクスのプラッケへの手紙(一八七五年五月五日付)と、エンゲルスのベーベルへの手紙(一八七五年三月二十八日付)とのあいだの「見かけのちがいをとりあげ、「彼らが追求した課題」のちがいによるものと主張して、「エンゲルスにとっては、国家についての陳腐な……先入観がまったくばかばかしいものだということを、明確に、鋭く、大きな特徴点にかんじてベーベルに示すことが課題であった。マルクスは、この問題にはついでにふれただけで、他のテーマ、すなわち、共産主義社会の発展に関心があったのだ」と指摘している(В. И. Ленин, Сочинения, т. 25, стр. 429.)。労働におおじた分配についても、同様のことが指摘されねばならないわけである。

六

エンゲルスが、社会主義のもとでの労働の異質性にもとづく賃金格差の均等化の問題を、一般的な形で、複雑労働と簡単労働にたいする支払いの均等化の問題として提起したことは、すでにみたところである。労働の質におおじた分配とは、何よりも、労働の複雑度におおじた分配を意味するわけである。というのは、労働の異質性ないしは質的差違とは、労働の「有形的形態の区別」(77)のことにほかならない。そして、有形的性格においてこと

なる「種々の種類の労働」が相互に比較されうるためには、何よりも、種々の労働が「それらの度量単位としての簡単労働に還元」され、還元比率、すなわち複雑度が比較されなければならないからである。⁽⁷⁸⁾ このような還元においては、「種々の種類の労働」はことなつた複雑度をもつ労働としてとらえられるのであって、「複雑労働は、ただ、自乗された、またはむしろ倍加された、簡単労働としてのみ意義をもつのであり、かくして、ある少量の複雑労働は、ある多量の簡単労働に等しい。」⁽⁸⁰⁾ このように、労働の複雑度は、労働の質の比較の基本的な標識を提供する。したがって、労働の質におうじた分配の厳密な実施のためには、労働の複雑度の可能なかぎり正確な測定が必要である。

けれども、労働の異質性にもとづく賃金の格差化の基本的標識をなす労働の複雑度の計測については、多くの問題が残されている。⁽⁸¹⁾ ソ連邦で従来おこなわれてきた労働の複雑度の評価方法は、総括評価法および分析法である。前者は、種々の種類の労働について、労働の複雑度にたいする総括的評価を、専門家が経験的判断にもとづいて与える方法であるが、後者は、種々の具体的労働に共通な、計算機能、作業準備機能、作業遂行機能、設備管理機能など、個々の労働機能に種々の労働過程を分解し、それぞれの機能にたいして複雑度におうじた点数を与え、その総計を求める方法である。⁽⁸²⁾ しかし、総括評価法はもとより、分析法についても、主観的・経験主義的な評価からまぬがれないという欠陥をもつことは、広く認められるようになっていいる。⁽⁸³⁾ 総括評価法や分析法は、ともに労働過程における労働そのものの複雑度を直接計測することをめざしている。

これにたいして、複雑度のことなる種々の労働の遂行に必要な熟練、ないしは技能資格の習得に要する支出を較量することによって、労働の複雑度を間接的に決定しようとするのが、ソ連邦で養成時間法とよばれる方法で

ある。質的にことなる種々の労働支出の較量は、一定の共通な標識に媒介されることによって可能となるが、分析法が労働機能にこのような標識を求めるのにたいして、養成時間法は働らぎ手の養成のための支出にこれを求めるわけである。⁽⁸⁴⁾ マルクスは、「社会的な平均労働とくらべてより高度な・より複雑な・労働として意義をもつ労働は、より高い養成費がかかっている・その生産により多くの労働時間を要費する・したがって簡単な労働力よりも高い価値をもつ・ある労働力の発現である。だから、労働力はまたより高度な労働において自らを発現したがって同じ時間内に比較的により高い価値において自らを対象化する」とのべている。⁽⁸⁵⁾ 養成時間法はこのマルクスの命題に理論的に依拠しようとするもので、二〇年代にストルーミリンによって提唱されたことがあり、最近その適用の妥当性がかなり一般に認められるようになって⁽⁸⁶⁾いる。

養成時間法にかんする最大の理論的問題は、労働力の価値規定と結びついた右のマルクスの命題が、社会主義のもとでの労働の複雑度の計測に適用されうるかどうかという問題であろう。前出のエンゲルスの命題をまづまでもなく、社会主義のもとでは、働らぎ手の養成費は基本的には国家によって負担されている。けれども、旧社会の母斑は、ここでも、養成費の一部が社会成員自身の負担において支払われるということ、また、技能資格の習得のためには、特別の時間的支出や精神的・肉体的エネルギーの支出などが必要であって、これらの費用や支出は補償されねばならないということのなかにあらわれる⁽⁸⁷⁾。だから、労働力は商品であることをやめはしたけれども、右のマルクスの命題は、社会主義のもとでも部分的に妥当するといえることができる。しかし、熟練労働力の再生産に要する社会成員自身の支出の計測方法については、多くの未解決の問題があり⁽⁸⁸⁾、現実には、養成時間法も分析法と同じように、かなりの程度まで条件付きの妥当性以上のものはもちえないといわねばなるまい。養

成時間法と分析法の結合が提唱されたりするのは、このことによるところが大きいように思われる。⁽⁸⁹⁾

労働の質の内容を規定する要因としては、労働の複雑度のほかに、まず労働および労働条件の軽重度、さらに労働の自然的条件があげられる。⁽⁹⁰⁾ 労働の軽重度は、複雑度と同じように、有用的・具体的労働そのものの属性であり、労働支出の較量においては、重労働は倍加された、軽労働としての意義をもつ。労働条件は、有用的・具体的労働そのものの属性ではないが、有用的・具体的労働の遂行条件であり、労働支出の規定的要因をなす。だから、労働におうじた分配においては、労働および労働条件の軽重度、さらに労働の自然的条件が、労働の質の内容を規定する要因として考慮されねばならない。労働および労働条件の軽重度の較量は、重労働ないしは重労働条件を軽労働ないしは軽労働条件に還元することによって可能となる。⁽⁹¹⁾ また、労働の自然的条件は、ソ連邦においては、地域係数によって較量されている。⁽⁹²⁾ これらの要因にもとづく労働の質的差違の計測を科学的基盤にのせることは、労働におうじた分配の実施上、重要な意義をもつ。

以上であきらかなように、労働におうじた分配を規定する労働の質は、本来、何よりも労働の複雑度、さらに労働の軽重度および労働条件をその要素としている。しかし、分析法によるにせよ、養成時間法によるにせよ、何らかの方法で複雑労働を簡単労働に還元することによって、労働の複雑度をえたとしても、それがそのまま現実の賃率格差を規定する賃率係数として通用するわけではない。⁽⁹³⁾ 社会主義のもとでの労働の共産主義的性格の未成熟性から、労働にたいする道徳的関心が物質的関心によって補完される必要が生じること、また労働におうじた分配が、物質的関心の刺激に基準を与え、そのかぎりですべてこれを保障するという意味において、労働にたいする物質的刺激機能を内蔵することは、第三節でのべたところである。労働の質におうじた分配、すなわち、労働の

複雑度や軽重度、さらに労働条件におうじた分配が、このような物質的関心の刺激機能をふくむことは明白である。けれども、とくに精神労働従事者ないしは熟練労働者の労働力バランスがまだ緊張状態にあり、また、労働にたいする労働者の意識水準もまだ一般にはそれほど高くないあいだは、複雑ないしは熟練労働力の拡大再生産を急速に推進することによって生産をよりよく促進する、必要から、労働の複雑度のちがいをそのものを上廻るような賃率格差が設定されることは避けられない。労働の複雑度に厳密に一致する賃率格差によって保障される物質的関心の刺激は、これに付加される、物質的の刺激によって補完されるわけである。⁽⁹⁴⁾

同様なことが、労働の軽重度係数や地域係数についても当然あてはまる。重労働や、僻地・寒冷地などでの労働への労働力の吸引の必要が、付加的な物質的の刺激に導くのである。⁽⁹⁵⁾ ソ連邦では、労働の質の内容規定にあたって、労働の複雑度や労働条件とならんで、労働の国民経済的意義があげられることが多いが、⁽⁹⁶⁾ 厳密に言えば、労働の社会的あるいは国民経済的意義といわれるものは、労働の質そのものの規定要因ではない。それは、部門や企業の国民経済的重要性にもとづく、労働力吸引のための物質的の刺激措置にはかならず、右にのべた付加的な物質的関心の刺激の一形態をなすものである。⁽⁹⁷⁾ 労働の複雑度や軽重度、あるいは労働条件そのものちがいに厳密に照応するような労働の質におうじた分配に内蔵される物質的関心刺激機能は、労働におうじた分配原則に本来内在的なものであるが、右のような付加的な物質的関心の刺激は、労働におうじた分配原則の実施にあたって、この原則から派生する機能であるということができよう。労働におうじた分配原則は、その現象形態である賃金体系において、労働力バランスの緊張度や部門・企業の国民経済的重要性によって強められた物質的の刺激のため、一定の修正をこうむるわけである。

レーニンが、ネップへの転換期に物質的関心の問題を提起し、専門家にたいするより高い賃金の支払いの問題を、社会主義にとって必然的で多少とも長期的な措置として提起したことは、すでにのべた。レーニンのこうした問題提起の基礎には、生産と消費あるいは分配とのあいだの関係についての、つぎのような明確な考え方があった。すなわち、二〇年代初頭のいわゆる労働組合論争の過程で、「重点主義から平等主義への移行」という当時の課題に言及して、平等主義と重点主義という「対立物を統一する」必要について語ったとき、レーニンは、「きわめて慎重に思慮深く問題に接近しなければならぬ」ことを指摘したうえで、消費においては平等主義、生産においては重点主義というトロツキーのテーゼを、「完全な理論的混乱」と批判して、「重点主義は優先であり、優先は消費をぬきにしては何物でもありえない。……重点主義における優先は、消費における優先でもある。これなしには、重点主義は空想であり、雲か霞でしかない。それにわれわれは、ともかくも唯物論者なのだ」とのべている。⁽⁹⁸⁾ また一九二一年の第一三回全ロシア食糧会議では、レーニンは、「食糧の分配が問題になっているとき、分配をただ公正におこなう必要があるとだけ考えてはならない。この分配が生産の向上の方法、武器、手段であることを考えねばならない」と強調している。⁽⁹⁹⁾ ここには、分配方法は生産の利益によって規制されるという、第三節でみたエンゲルスの命題と共通の問題意識があるが、消費における優先、あるいは公正な分配についての指摘のなかに、上でのべた派生的な物質的刺激的の必要性の示唆を見出すことができる。

労働におうじた分配が、派生的な物質的関心の刺激によって補完されねばならない必要性については、以上のとおりであるが、このような補完が可能であるのは、労働におうじた分配原則が、第三節でのべたように、もともと生産にたいする物質的関心の刺激機能を内在的なものとしてふくむからであり、またこの原則は、第四節で

みたように、個々の生産者が社会に、あたえるだけのものをかき返してもらうことにほかならないとき、すでに、労働の社会的な有用性が分配方法に影響をあたえることが予想されていたといえよう。こうして、労働におうじた分配原則は、その現象形態である社会主義的賃金制度においては、かなりの弾力性をもって貫徹するわけである。

社会主義のもとでの現実の賃金格差を規定するすべての要因、すなわち、労働の複雑度および軽重度、労働条件、労働力バランスの緊張度、部門や企業の国民経済的意義などにおける差違は、長期的にみれば次第に減少する傾向がある。この傾向は、社会主義のもとでの生産力と生産関係の発展によって規定されており、第五節でみた賃金格差減少傾向の基礎をなす。賃金格差減少傾向が分配における平等の契機の成熟を示すものであることは、すべてのべた。したがって、派生的な物質的関心の刺激機能をふくむ現実の賃金格差は、労働におうじた分配原則に内在する平等の契機を侵害し、その成熟を阻害するようなものであってはならないし、労働にたいする道徳的関心の成長および人間の全面的発達を保障し、また、そのための措置と密接に結合したものでなければならぬ。労働におうじた分配と物質的関心の刺激が正しく実施されるためには、賃金格差の規定要因の計測を科学的な基盤にのせるためのいっそうの努力がはらわれる必要があり、また社会主義の所与の発展段階において、生産力の発展と生産関係における平等の契機の成熟を着実に保障するという課題が、賃金政策の基底におかれねばならないであろう。

×

×

×

いわゆる利潤方式が提起した理論的諸問題の解明に関連して、労働におうじた分配についての考察をさらに全

面的に展開するためには、まず第一に、現実の社会主義のもとでの賃金制度とその発展傾向について、具体的分析を加えること、第二に、報奨金ないしは報奨制度の問題を、労働におうじた分配法則と価値法則との関係の問題という視点から具体的に追求すること、第三に、社会的消費フォンドについて、欲望におうじた分配との関係で、またこのフォンドが生産においてはたす役割という視点から検討を加えること、などが必要であろう。本稿では、労働におうじた分配の本質的な特徴をあきらかにすることに論点を限定して、そのかぎりで、社会主義の現実によって提起された理論的諸問題への接近の方向をさぐることをこころみた。右にあげた諸問題の具体的考察については他日を期したい。

(77) マルクス「資本論」第一分冊、一二九頁。

(78) 同右、一二八頁。

(79) 種々の種類の労働の相互比較に関連して、メドヴェーデフとコトコールキンは、「社会主義社会においては、種々の労働をその自然的形態において直接に労働時間で較量することが充分可能であり、また必要でもある」と主張している（В. Медведь, В. Котляков, Распределение по труду и закон стоимости, “Вопросы экономики”, №3, 1962, стр. 53.）。しかし、オサチロが示しているように、「社会的労働の一部としての労働の支出は、労働が支出された具体的形態を捨象してのみ、労働一般の支出としてのみ計測される」（М. Осаляко, Необходимыйприбавочный продукт при социализме, 1961, стр. 46.）。たしかに、メドヴェーデフが言うように、「労働におうじた分配の基礎には具体的労働がある」（В. Медведь, Закон стоимости и материальные стимулы социалистического производства, 1966, стр. 24.）。しかし、リブキナとリマシンスカが指摘するように、この種の「具体的労働の研究は、ついでにその量的評価をおこなうための出発点にしかすぎない」のである。『点数法による労働の簡単な評価でさえも、このばあは、種々の労働が、それによってつくりだされる使用価値の観点からではなく、その較量や加算、ひと口において量的計算の可能なある共通の標識から出発して考察されるのであるから、すでに対象の一定の段階をなす』（Н. Рибкина, Н. Римапешская, Экономические основы дифференциации заработной платы, “Вопросы экономики”, № 12, 1966, стр. 83.）。

- (80) マルクス、「資本論」第一分冊、二二八頁。
- (81) 「全体として、社会主義計画経済の条件のもとでの最低および最高賃金の格差化を、科学的に基礎づけるという問題は、現在まで解決を待たない」と、マニエフも指摘している (E. Маневич, Проблемы общественного труда в СССР, 1966, стр. 121.)。
- (82) ルトヒーナによれば、一九三二—三三年の賃金改革のさい、それ以前に実施されていた総括評価法に代って分析法が登場したが、充分完成の域に達していなかったため、ふたたび総括評価法によって代られ、分析法のあらたな適用をみるようになったのは、一九五六年からの賃金改革の過程におきてである (Э. Лугошина, Оплата труда инженерно-технических работников, 1966, стр. 49—50.)。
- (83) たとえば、カプスチンは、分析法の「基本的欠陥は、労働のあれこれの機能あるいは要素の比重にたいする点数の決定が、いまのこの科学的基礎の不足をたらいはらぐこと」を指摘している (Зарботная плата в промышленности СССР и ее совершенствование, под ред. Е. Капустина, 1961, стр. 60; Е. Капустин, Качество труда и заработная плата, 1964, стр. 146.)。また、マニエフは、分析法の欠陥として、「評価における主観主義」、「精神労働には適用不可能である」との適用範囲の制約性、三種々の労働の複雑度の較量とらる主要問題に回答を与えないうちの三点をあげている (В. Майер, Зарботная плата в период перехода к коммунизму, 1963, стр. 69—71.)。
- (84) カプスチンがらうように、養成時間法は、種々の労働に共通なものは、「その遂行のために、何ほどの養成が必要である」ということと、その認識から出発するものではない (Зарботная плата в промышленности СССР и ее совершенствование, под ред. Е. Капустина, 1961, стр. 61.)。マンスキーは、「還元の方法についての提案は、すべて熟練した働かき手の養成のための支出の評価か、あるいは、労働の効率・効果の計算かのどちらかに帰着する。前者においては、熟練した働かき手の養成に必要な直接的支出、あるいは総支出の種々の方法が提案され、後者においては、労働の効率あるいは効果から出発して遂行される作業の複雑度の程度をいかに計算するかという点に帰着する」として、二つの方法の基本的なちがいを指摘している (И. Машинский, К вопросам релюкинги труда, "Экономика и математические методы", № 3, 1967, стр. 383.)。
- (85) マルクス「資本論」第二分冊、三五八—三五九頁。
- (86) 養成時間法のもの、とも熱心な主唱者はマイエルで、彼は右のマルクスの命題に依拠しつつ、「熟練労働力によって遂行される労働の複雑度の程度は、所与の歴史的條件のもとで、当該労働力の再生産のために社会的に必要な時間によって規定される」と主張する (В. Майер, Зарботная плата в период перехода к коммунизму, 1963, стр. 73.)。

(87) カツェネリンホイゲンは、「労働力が商品ではないという社会主義の条件のもとでは、……カードルの養成のための支出は社会によって計画的に遂行され、賃金においては考慮されなく」(主張者 А. Каченеинбойген, О редукции труда, "Вопросы экономики", № 3, 1961, стр. 51.)。養成費が基本的に社会によって負担されることは事実である。そして、社会主義の発展とともに、この原則はますます全面的に貫徹することとなる。けれども、養成費が部分的に社会成員によって負担されること、したがって、賃金はこれを反映すべきであることは、旧社会の母斑として認められねばならない。この点に関連して、マネヴィッチは、技能資格の習得のためには、労働者は時として休息を犠牲にして一定の時間を支出すること、張りつめたエネルギーや注意力が必要とされること、奨学金は、上級の学校に進まずに、労働したばかりにえられるであろう、賃金よりも低いのがふつうであることなどをあげ、社会は、賃金を技能資格において格差化するこゝとによって、こうした支出を補償する必要があることを強調している(Е. Маневич, Актуальные вопросы теории и организации заработной платы в СССР, "Проблемы политической экономики социализма", 1958, стр. 189-190.)。

(88) この点について、カプスティンは二つの問題をあげている。すなわち、「第一に、一定の技能資格をもつ働らき手の全養成時間は、初等・中等学校における普通教育、生産現場、特別コース、職業技能教育制度、技術専門学校、大学における個人的・班別教育過程での専門的養成とならんで、働らき手が必要な実地での慣れと経験を身につけるのに要する期間をふくむ。ここで問題が生じる。これをどのように計算するのか?……さらに、カードルの養成の価値——そう呼んでよいとすれば——には、教育そのものの時間だけでなく、社会および教育をうける者自身のすべての必要な物質的・財政的支出がふくまれる。ふたたびわれわれの前に問題が出てくる。これらぎょうかに均等化するか?」(Е. Капустин, Редукция труда, "Экономическая газета", № 20, 1965, стр. 5.)

(89) 二つの方法の結合の必要について、ゴムネルクは独特の見解を提起している。彼は、「熟練労働力の再生産においては、労働者の養成に結びついた労働支出と、生産過程への労働者の直接的参加に結びついた労働支出を区別しなければならぬ」という前提から出発して、「熟練労働力の再生産は、全体として、その養成のための過去労働の支出のみでなく、同時に技能資格の水準におおじてことなる、その適用過程における現在の支出からなる」ことを指摘した上で、「養成期間比較法は、種々の職業の働らき手の必要な知識と慣れの獲得に要する過去労働の支出における差違を、規定することを可能にするが、分析法は、あれこれの水準の熟練労働の現在の支出を、简单労働と比較したばあいの差違を規定することを可能にする。両者の各々は、再生産の要素の片方の影響しか規定しないから、賃金の格差化の経済的に正しい基礎づけは、両方の方法を考慮することを要求する」と主張している(Я. Гомбер, Квалификационный труд - фактор дифференциации заработной платы, "Вопросы экономики", № 7, 1964, стр. 25.)。しかし、この議論は混乱している。養成時間法は、働らき手の養成に必要な労働支出の較量によって、現在の労働支出における労働の

- 複雑度のちがいを、間接的にはあるが、全面的に計測しようとするものであるから、原理的には、分析法と二者択一の関係にある。だから、両者の結合の必要を「コムベルクのような形で問題にするのは、正しくない。現実には両者の結合がはからねばならぬ理由がある」とすれば、それは、両者の通用の妥当性が、現在のところ、ともに多分に条件的なものにすぎないという事情によるものである。
- (90) 労働の質の内容規定について、グルジーノフは、「肉体的・精神的努力および健康に有害な労働条件は、われわれの意見では、労働の質ではなく、量を規定する要因とみなすべきである」と主張し、「ソ連邦では、一般に労働の質とは労働の複雑度のことと解されてゐる」と記してゐる (B. Грязнов, Заработная плата в промышленности социалистических стран, 1963, стр. 71.)。けれども、労働の複雑度は、労働におよじた分配を規定する労働の質の基本的標識ではあるが、唯一の標識ではない。ソ連邦でも「マイエルがいうように、「労働の質の規定にあたって、現実には、労働の相対的軽重度、複雑度、および社会的意義などの標識が考慮される」(B. Майер, Заработная плата в период перехода к коммунизму, 1963, стр. 58.)。カプステインによれば、労働の質の内容規定をこのように拡張することの必要は、「一九五七年のソ連邦閣僚会議労働賃金問題国家委員会での理論問題について」の会議において、基本的に認められたところ (E. Капустин, Качество труда и заработная плата, 1964, стр. 55.)。
- (91) ソ連邦では、支出カロリー量、精神的緊張度、職場の気温、湿度および気圧、必要忍耐力、作業の反復単調性その他を考慮して、労働および労働条件の軽重度係数が決定されている。軽重度係数による賃率の割増しは、部門によりちがいがあがるが、たとえば抗内労働は二〇—二五%、特別重労働は二五—三〇%、高温・重労働・非健康的条件の労働は三〇—三五%程度となっている (Заработная плата в промышленности СССР и ее совершенствование, 1961, стр. 28.)。
- (92) ソ連邦における賃金の地域係数による割増しは、北氷洋諸島二倍、その他の極北地方一・五—一・七倍、準極北地方一・三—一・四倍、ヨーロッパ北部地方の一部、東シベリア、極東の南部地方一・二倍、ウラル、西シベリア、南部カザフスタン、中央アジア一・一五倍となっている (B. Майер, там же, стр. 258.)。
- (93) 一九五六—六〇年の賃金改革の結果、ソ連邦における工業労働者の賃率ラインの両極格差は、従来は二・二—五・一—三・五倍であったものが、大体一・八—二倍になった (Заработная плата в промышленности СССР и ее совершенствование, 1961, стр. 23.)。機械製造業のばあい、賃率ラインの両極格差は二倍であるが、たとえばマイエルは、養成時間法によつて労働の複雑度を計算し、両極格差一・三四倍という結果を導いてゐる (B. Майер, Заработная плата в период перехода к коммунизму, 1963, стр. 18.)。
- (94) カプステインは、「養成時間の差違によつて規定される賃金格差に、さらに物質的報奨係数をかけ合わすべきである。この係数は、熟練労働力の当年度バランスと長期バランスの双方を深く分析してはじめて、その基礎の上に設定することができる。……それは、も

ちろんより大きな程度に主観的な考えが入りこむが、この問題については、すでに蓄積された経験を基礎にして、充分正確に決定することが可能である」とのことは(Е. Купустин, Редукция труда, "Экономическая газета", № 20, 1965, стр. 6.)。ここで問題となっている物質的刺激が、右に述べたような付加的な物質的刺激であることに注意しておきたい。マイエルは、「第一次五ヶ年計画の時代に必要とされたような資格向上にたいする強められた刺激は、もはや必要ではない。というのは、わが国には以前のようなカードル不足はみられないし、カードル養成制度の発展が、国民経済の必要とする熟練労働力を保障しているからである」として註(93)に引用した数字などを基礎に、「二倍という賃率の両極格差は、「最高および最低の技能資格をもつ労働者の労働の複雑度における差進を大きく上廻っている」と主張し、「技能資格による労働支払いにおける差違縮少の可能性は、はるかに汲みつくされていない」と断じている(В. Майер, там же, стр. 79-80.)。マイエルのこの指摘は、付加的な物質的刺激の考慮は、労働力バランスが緊張状態を脱し、労働者の意識が向上した現段階では、賃金格差の決定において、決定的な役割を与えられるべきではないという主張を事実上ふくむかぎりでは、きわめて重要な意味をもつ。しかし、マイエルが付加的な物質的刺激の必要を完全に否定しているとするれば、それは正しくない。

(95) バトカーエフは、一九五六年からの賃金改革によって導入された特別重労働にたいする賃率の割増し率(註(91)参照)は、「あまりかゝに不充分であったし、そのことは、高熱職場において、技術的基礎をもつた作業ノルマの比重が低いこと、および累進出来高払い制が広く適用されていることが証明している」とのことは(Р. Баткаев, Изменение тарифной системы в связи с совершенствованием техники, "Социалистический труд", № 6, 1961, стр. 39.)。また地域係数についても欠陥があるといわれ、Маневичチは、「それは何よりも国の僻地への労働力吸引の困難の増大、さらに部門間および地域内の労働力の流動性の増大に反映している」と指摘しているが、彼によれば、一九五六一六〇年のあいだにシベリアには七〇万人の組織的移住があり、またそれ以上の個人的移住があったのに、シベリアの人口増加は、この間の人口の自然増加を少し下廻っており、このことは、シベリアへの大規模な移住よりも、シベリアからの人口流出の方がさらに大であったことを示している(Е. Маневич, Некоторые вопросы распределения по труду на современном этапе, "Вопросы экономики", № 6, 1964, стр. 111.)。このこと事は、右の点での付加的な物質的関心の刺激がなお必要とされることを物語っている。

(96) たとえば、註(90)でみたマイエルの労働の質の規定などがそうである。

(97) ソ連邦においては、生産手段生産部門、とくに基幹産業部門の賃率は、消費財生産部門に比し、高く設定されている。これは、労働の軽重度におけるちがいとならんで、労働の国民経済的意義のちがいが考慮されているためで、たとえば、機械製造業(第一級企業グループ)では、ふつうの労働条件のもとでの出来高払い労働者の最低賃率は、月五六ルーブリであるのに対して、織維(第一級企業

グループ)では五—ルーブリ、食品工業の基本的部門では四五ルーブリとなっている。このため、個々の賃率ラインの両極格差はふつう一・八一倍ほどとまわっているのに、工業全体をつうじての最高賃率(石炭)と最低賃率(酪農製品)の格差は五・六倍である(С. Фигурнов, Строительство коммунизма и рост благосостояния народа, 1962, стр. 153.)。

(8) В. И. Ленин, Сочинения, т. 32, стр. 10.

(88) Там же, стр. 425.